

兵庫県養成医制度について

令和 8 年 7 月 2 日
兵庫県養成医師キャリア
形成支援研修会
(兵庫県保健医療部医務課)

本日も説明する内容

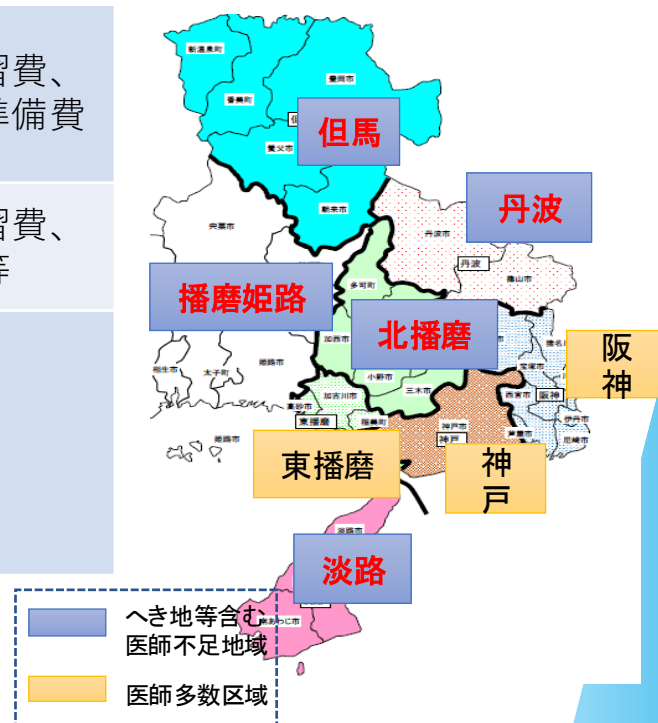
- 県養成医師キャリア形成プログラム等
- 派遣先以外での研修の取扱い
- 休暇等に係る義務年限の取扱い
- 県養成医のキャリア支援体制
- 養成医制度を取り巻く環境
- 卒後10年目以降について

兵庫県養成医制度の概要

兵庫県内のへき地等で勤務する医師を確保するため、**兵庫県が医学生へ修学資金を貸与**し、卒業後一定の期間、県職員として県が指定する県内の医師不足地域等の医療機関で勤務する制度

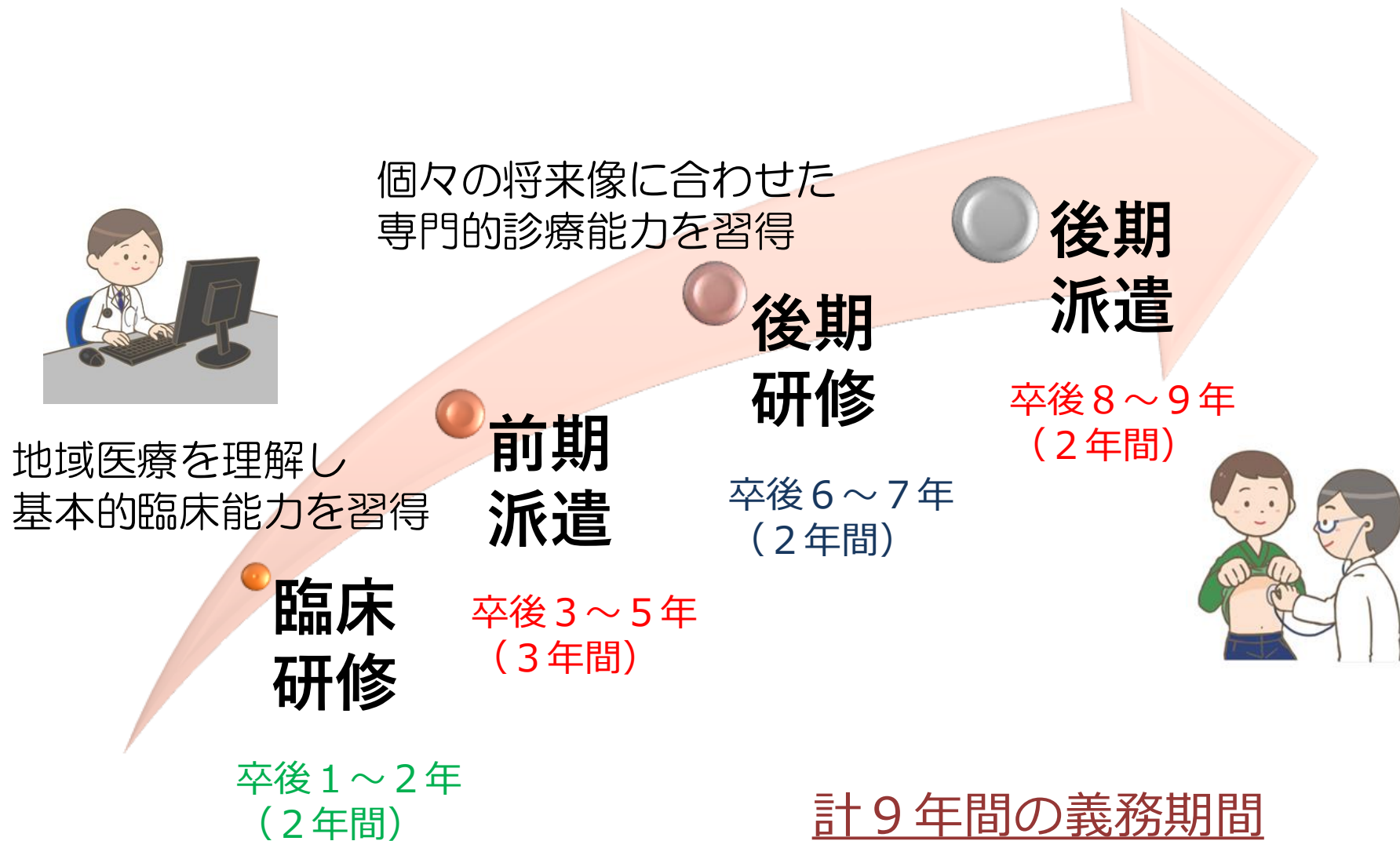
➡ 貸与者は入学後、兵庫県が定める「キャリア形成卒前支援プラン」に参加し、大学卒業後直ちに医師として兵庫県が定める「県養成医師キャリア形成プログラム」に沿って、**本県が定めるへき地(医師不足地域)の医療機関等に原則9年間勤務**することで、貸与した修学資金**全額の返還が免除**

区分	創設年度	養成医定員	貸与金額 (6年間総額)	内 訳
自治医科大学	S47	2～3名	23,000,000円	入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、入学時学業準備費
兵庫医科大学	S47	5名	44,800,000円	入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費等
神戸大学	H19	10名	11,514,800円	入学金、授業料等
鳥取大学	H22	2名		
岡山大学	H22	2名		



県養成医師キャリア形成プログラム

(R8.4.1時点)



県養成医の診療科の選択

1 派遣に向けた基本的な考え方

「兵庫県医師確保計画」に定める医師確保対策重点圏域にあって、当該圏域内に所在するへき地医療拠点病院等の医師確保を引き続き支援するため、**派遣先はこれまでに派遣実績にある医療機関を優先**する。

派遣実績のない公立医療機関等については、地域の医療提供体制を維持していくために、当該医療機関の医師確保が不可欠と考えられる場合は、指導体制が整っていることを前提に、関連大学の意見や指導体制の確保状況等も勘案し、派遣を検討する。

2 県養成医師のキャリア形成支援の方針（特定診療科育成コースの取扱い）

特定診療科育成コースについては、へき地医療や地域の公立医療機関に欠かすことができない**内科・総合診療科を担当する医師の確保に支障がない範囲で選択を認める。**

後期派遣の診療科については、特定診療科育成コースで習得した経験等を活かした診療科での勤務を可能とする。

ただし、医師派遣を要する医療機関の要請に応えるために、派遣実績がない診療科であっても派遣を行い診療に従事することがある。

県養成医の研修・派遣先一覧

(R8.4.1時点)

圏域	区分	病院名	臨床 研修	前期 派遣	後期 研修	後期 派遣	計
但馬	拠点病院	豊岡	10	13	2	6	31
		八鹿		3	2	1	6
	その他公立病院	出石		1		2	3
		朝来		4		1	5
		村岡				2	2
		香住		2		1	3
		浜坂			1	2	3
北播磨	拠点病院	西脇	6	1		9	16
播磨姫路 (中播磨)		県立はりま姫路	5	4	4	2	15
	その他公立病院	神崎総合		1	1	1	3
播磨姫路 (西播磨)	拠点病院	赤穂	6	7			13
		宍粟	5	5		1	11
丹波		県立丹波	7	11	1	4	23
		ささやま医療					0
淡路		県立淡路	4	8	1	2	15
その他	臨床研修・ 後期研修	神大附属病院			17		17
		兵庫医科大病院			2		2
		加古川中央市民			1		1
		北播磨総合MC			1		1
		宝塚市立病院			1		1
		国立神戸MC			1		1
		三田市民済生会			2		2
		県立こども			2		2
	その他	医務課付（育休）		1			1
計			43	61	39	34	177

内科・総合診療科育成コース

(R8.7.1時点)

診療科	基幹施設	連携施設
内科	神戸大病院	西脇、赤穂、宍粟、豊岡、八鹿、丹波、淡路、出石、朝来、村岡、香住、浜坂
	兵庫医大病院	西脇、赤穂、宍粟、豊岡、八鹿、丹波、淡路、ささやまMC、出石、朝来、村岡、香住、浜坂
総合診療科	兵庫医大病院	西脇、宍粟、豊岡、八鹿、淡路、神崎、出石、香住、浜坂、朝来、 <u>多可赤十字※</u>
	県立丹波 県立はり姫	西脇、宍粟、豊岡、八鹿、淡路、丹波、赤穂、神崎、出石、香住、浜坂、朝来、 <u>多可赤十字※</u> 、村岡、加西

(※多可赤十字はR9年度から。)

特定診療科育成コース

(R8.7.1時点)

診療科	基幹施設	連携施設	前・後期派遣の実績 (R8)
小児科	神戸大学病院	豊岡、西脇、宍粟、北播磨総合、 丹波、淡路	豊岡、丹波、淡路
	兵庫医大病院	西脇、豊岡、丹波、 ささやまMC、淡路	—
産婦 人科	神戸大学病院	豊岡、西脇、丹波、淡路、 はり姫	豊岡、丹波、淡路
外科	神戸大学病院	豊岡、西脇、北播磨総合、加西、 神崎、赤穂、宍粟、八鹿、丹波、 淡路	豊岡、八鹿、西脇、 赤穂、宍粟、丹波、 淡路
	兵庫医大病院	豊岡、西脇、赤穂	(後期研修中)
救急科	神戸大学病院	豊岡、北播磨総合、淡路、 はり姫	豊岡、はり姫、淡路
	はりま姫路	豊岡、宍粟、淡路、赤穂、丹波	はり姫
整形 外科	神戸大学病院	西脇、北播磨総合、加西、神崎、 赤穂、朝来、丹波、淡路	豊岡、朝来、八鹿、西脇、 赤穂、丹波、赤穂
	兵庫医大病院	豊岡、八鹿、ささやまMC	豊岡、八鹿
脳神経 外科	神戸大学病院	豊岡、西脇、丹波、淡路	豊岡

派遣先等決定に向けたスケジュール（令和8年度予定）

1 診療科の決定（卒後2年目のみ）

3月頃	県医務課から希望調査の回答依頼（メール、4月初旬締切）
4～5月	オンライン面談（養成医本人、県医務課、キャリアコーディネーター等）
6～7月	派遣調整会議を開催
7月中・下旬	翌年度の診療科を決定、県医務課から本人にTEL連絡

2 派遣先の決定（卒後2、3、4、6、7、8年目）

7～8月頃	県医務課から希望調査の回答依頼（メール、8月中旬締切）
8月～9月	オンライン面談（養成医本人、県医務課、キャリアコーディネーター等）
11月	派遣調整会議を開催
12月下旬	翌年度の派遣先を決定、県医務課から本人にTEL連絡

派遣先以外での研修の取扱い

- (1) 派遣当初3ヶ月ないし半年は、派遣病院での勤務を最優先（本人の勤務成績等によって判断）
- (2) 週1回の研修を実施する場合は、研修目的を明らかにし、院内、診療科の合意形成、院長への決裁のもと、派遣協定書等の書面交付と出退勤の管理を徹底
- (3) 派遣先の希望調査時など、予め他病院への研修を希望する意向を確認する仕組みを導入

【派遣病院別の取扱い】

(R8.4.1時点)

	週1回程度他病院への 研修機会の提供	近隣の病院、 診療所への 診療応援
派遣病院① 香住、浜坂	派遣病院長の判断により可 同一医療圏内であれば特段これを妨げない。	可
派遣病院② 出石、日高、朝来、村岡	派遣病院長の判断により可 ただし、県医務課に事前相談 (キャリアコーディネーターによる面談等実施)	可
へき地拠点病院 豊岡、八鹿、西脇、赤穂、 宍粟、はり姫、丹波、淡路	原則、不可	可
その他・派遣病院 神崎、ささやま	要相談 ※派遣医師数が少なく、派遣実績も乏しいため	可

派遣先以外での研修の取扱い

【研修先の要件等】

派遣種別	要件等
前期派遣 (概ね 卒後3年～5年)	派遣先での勤務期間中に必要とする医療技術※ ¹ を習得出来ない場合、派遣先の診療体制に支障がない範囲※ ² において、派遣医療機関と同一医療圏域の病院での研修を可とする。 特に、研修で習得した技術等をただちに派遣先病院に還元できることが望ましい。 ※ ¹ 必要とする医療技術とは、本人の考えだけでなく、病院長、指導医、キャリアコーディネーター、県医務課、また専門研修プログラムの責任者などの意見を聴取するなどして、その必要性を確認できるもの。 ※ ² 診療体制に支障がないとは本人のマンパワーに限らず、研修を実施することで、病院の運営方針等に影響を及ぼさない配慮が必要と考える。
後期派遣 (概ね 卒後8年～9年)	派遣先病院において、義務年限終了後に県内の医師不足地域での勤務を前提とした勤務を続けようとするとき、必要な医療技術が習得できない場合、診療体制に支障がない範囲で、原則2次医療圏内の病院での研修を可とする。

■ 留意事項 ■

大学病院、大規模病院、他の医療圏域にある地域の拠点病院で研修をさせることについては、当制度の趣旨を鑑み、上記の派遣期間中は避けるべきと考える。（＝後期研修の期間を有効活用）

【その他】

研修先の医療機関との相互に人的な応援体制が確保されるのであれば、これまでに記載の要件等は問わない。

休暇等に係る義務年限の取扱い

服務については、派遣先の規定が適用となるが、各種休暇等の取得における義務年限の取扱いについては、以下のとおり。

1 育児休業

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い	備考
育児休業	子を養育するために認められる休業	子が3歳に達するまで	外※	※5日以内／1月は、義務年限内として認定 ※月の途中で開始・終了しても、その月は1か月義務年限外として扱う（切り上げ）
育児短時間勤務	子を養育するために認められる短時間勤務 〔勤務形態〕 ①1日3時間55分(週19時間35分) ②1日4時間55分（週24時間35分） ③週3日（週23時間15分） ④週2日半（週19時間25分）	子が小学校就学の始期に達するまで	外※ 勤務形態に応じて認定	※短時間勤務開始・終了が月途中の場合、その月は1か月勤務したものとみなす ※短時間勤務月数×（実勤務時間÷通常勤務時間〔週あたり〕）が義務年限内として計算 ※上記計算で生じた端数は切り上げて数える ※通算5年を超える部分は、義務年限外とする
部分休業（育児時間）	子を養育するために認められる時間 - ①1日2時間以内・30分単位 - ②1年につき計10日相当	子が小学校就学の始期に達するまで	内	

2 特別休暇（出産関係）

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い	備考
産前・産後休暇	労働基準法第65条に基づく休暇	産前：8週間産後：8週間	内	

休暇等に係る義務年限の取扱い

3 介護休暇

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い	備考
介護休暇 (介護休業)	配偶者、父母、子等を介護する職員に与えられる休業（1日単位）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月以内の期間	外※	※時間単位で取得するものおよび5日以内／1月は義務年限内として認定

4 病気休暇等

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い	備考
病気休暇 (傷病休暇)	負傷又は疾病により勤務できない場合に与えられる休暇	90日以内 精神障害は180日以内	内	
休職	負傷又は疾病により病気休暇を取得し、なお療養を要する場合に認められる休業	条例の定めるところによる	外	

5 その他

休暇等の種類	義務年限の取扱い	備考
上記の取扱いに含まれない欠勤	外※	※他の事例との均衡を考慮しつつ、その都度協議し決定する。ただし、やむを得ない事情により突発的かつ短期的に勤務できなかったものについては、5日以内／1月は義務年限内として認定する。

県養成医のキャリア支援体制（R8.4.1時点）

1 卒前キャリア支援体制

お名前	大学等での役職	役割
岡山 雅信 先生	神戸大特命教授（地域医療支援学部門）	地域医療活性化センターにおける地域医療マインド醸成等の取組・支援
小林 成美 先生	神戸大特命教授（医学教育学部門）	
平野 公通 先生	兵庫医大特別招聘教授	兵庫医大の学内相談窓口 等
小川 弘子 先生	岡山大教授	岡山大の学内相談窓口 等
矢野 智則 先生	自治医大教授	自治医大の学内相談窓口 等

2 卒後キャリア支援体制（キャリアコーディネーター）

お名前	大学等での役職	役割
坂口 一彦 先生	神戸大特命教授（内科）	内科・総合診療科を担当
見坂 恒明 先生	神戸大特命教授（総合診療科）	※R8.6月末退職
木戸 正浩 先生	神戸大特命教授（外科）	
小川 弘子 先生	岡山大教授（内科）	主に岡山大卒医師を担当
平野 公通 先生	兵庫医大特別招聘教授（外科）	主に兵庫医大卒医師を担当
眞庭 謙昌 先生	神戸大学医学部付属地域医療活性化センター長	

県養成医のキャリア支援体制 (R8.4.1時点)

3 養成医卒後キャリア支援ユニットのホームページ



トップ > 特定診療科の窓口になっていただける先生

特定診療科の窓口になっていただける先生

メールアドレスが必要な場合はお問い合わせください

2026年4月4日現在

外科	木戸正浩先生
小児科	堀之内智子先生
産婦人科	谷村憲司先生
救命救急科	大島 拓先生
整形外科	林 申也先生
脳神経外科	長嶋宏明先生
精神科	大塚郁夫先生

小児科は定員が埋まりやすいので、早めに担当者に連絡を取るようにしてください。

<https://www.sotsugo.com/index.html>

養成医制度を取り巻く環境（①医師・医学生数の年次推移）

(R8.4.1時点)

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
医学部 1 年	6	8	13	15	18	21	22	21	23	21	20	23	22	20	22	21	22	21	23
2 年	6	7	8	14	15	17	21	23	20	23	24	22	24	20	20	23	21	22	20
3 年	6	6	8	8	14	15	17	19	23	20	21	23	21	24	20	19	23	22	22
4 年	5	6	5	7	9	14	16	17	19	23	19	20	24	22	24	21	19	24	21
5 年	2	5	6	5	6	9	13	16	18	19	23	19	19	23	22	23	21	18	24
6 年	3	2	5	6	5	6	10	15	15	19	20	23	19	20	23	22	23	22	18
医学生 計	28	34	45	55	67	82	99	111	118	125	127	130	129	129	131	129	129	129	128
卒後 1 年 臨床研修	3	3	2	5	6	5	5	8	14	14	18	19	23	18	19	22	22	21	22
2 年	3	3	3	2	5	6	5	5	8	14	15	18	19	24	19	20	24	22	21
3 年 前期派遣	3	3	3	3	3	4	6	5	5	6	12	13	18	17	23	18	17	25	22
4 年	5	3	3	3	3	3	4	6	5	5	6	12	13	17	16	21	18	15	24
5 年	2	5	3	3	3	3	3	4	6	5	5	6	12	13	17	16	21	18	15
6 年 後期研修	4	2	5	3	4	3	2	1	4	6	5	5	6	12	13	17	16	21	18
7 年	3	4	4	3	2	4	3	2	1	4	6	5	5	6	12	13	17	15	21
8 年 後期派遣	4	3	2	4	3	2	3	3	2	1	4	5	5	5	6	12	13	16	16
9 年	2	4	3	2	3	3	4	3	3	2	1	4	6	5	6	6	12	13	16
(延長)																			2
医師(義務年限内) 計	29	30	28	28	32	33	35	37	48	57	72	87	107	117	131	145	160	166	177



平成20年度以降、養成医師はこれまで、一貫して増加

養成医制度を取り巻く環境 (②医師需給)

令和7年度第5回医道審議会医師分科会
医師専門研修部会(R8.3.18)資料2より抜粋

医師需給は、労働時間を週60時間程度に制限する等の仮定をおく「需要ケース2」において、2023年(令和5年)の医学部入学者が医師となると想定される2029年(令和11年)頃に均衡すると推計される。

・供給推計 今後の医学部定員を令和2年度の9,330人として推計。

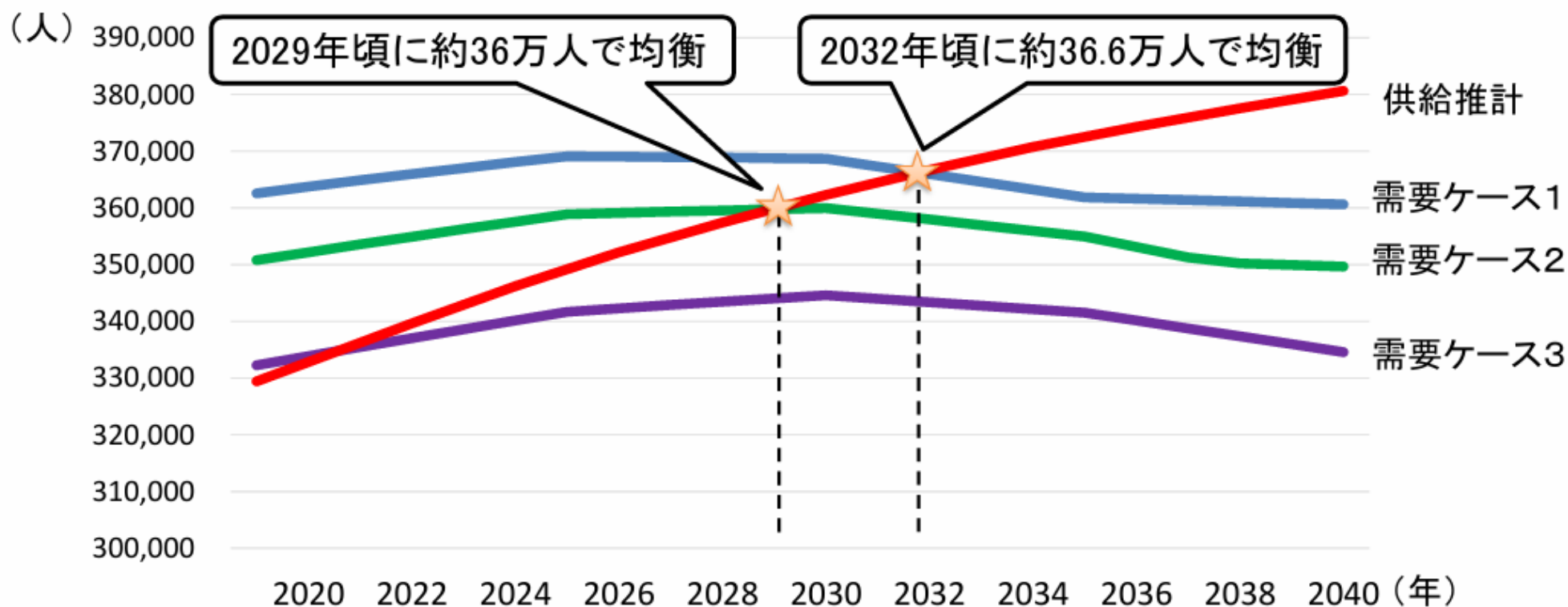
※ 性年齢階級別に異なる勤務時間を考慮するため、全体の平均勤務時間と性年齢階級別の勤務時間の比を仕事率とし、仕事量換算した。

・需要推計 労働時間、業務の効率化、受療率等、一定の幅を持って推計を行った。

・ケース1(労働時間を週55時間に制限等 年間720時間の時間外・休日労働に相当)

・ケース2(労働時間を週60時間に制限等 年間960時間の時間外・休日労働に相当)

・ケース3(労働時間を週78.75時間に制限等 年間1860時間の時間外・休日労働に相当)



養成医制度を取り巻く環境（③県内の地域偏在）

【県内における医療従事者数（人口10万人あたり）2020年統計】

区分	医療施設従事者数
全国	255.6

兵庫県	266.5
神戸	323.3
阪神	279.7
阪神南	(306.3)
阪神北	(205.1)
東播磨	231.6
北播磨	206.6
播磨姫路	214.4
中播磨	(233.2)
西播磨	(172.3)
但馬	209.9
丹波	203.8
淡路	216.3

神戸と西播磨では
約2倍の格差が
生じている・・・

神戸、阪神南以外の
地域における
医療従事者数は全国
平均以下



養成医制度を取り巻く環境（④医師多数県）

都道府県別の医師偏在指標（令和8年4月公表版）

第14回医師養成過程を通じた
医師の偏在対策等に関する検討会
令和8年4月17日 資料1

（抜粋）

（医師偏在指標について）

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

（抜粋）

このため、医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。

※上位1/3の閾値を276.9、下位1/3の閾値を243.2と設定している。

（都道府県別）

上位33.3% 下位33.3%

都道府県コード	都道府県	医師偏在指標
00	全国	266.8
01	北海道	243.6
02	青森県	194.4
03	岩手県	200.4
04	宮城県	267.8
05	秋田県	211.5
06	山形県	216.5
07	福島県	222.7
08	茨城県	197.5
09	栃木県	238.7
10	群馬県	231.5
11	埼玉県	207.2
12	千葉県	221.9
13	東京都	358.6
14	神奈川県	254.4
15	新潟県	201.7

都道府県コード	都道府県	医師偏在指標
16	富山県	252.5
17	石川県	283.2
18	福井県	265.5
19	山梨県	260.1
20	長野県	232.6
21	岐阜県	234.2
22	静岡県	228.8
23	愛知県	258.3
24	三重県	244.4
25	滋賀県	272.1
26	京都府	326.6
27	大阪府	294.7
28	兵庫県	281.1
29	奈良県	277.1
30	和歌山県	292.4
31	鳥取県	278.8

都道府県コード	都道府県	医師偏在指標
32	島根県	284.8
33	岡山県	302.7
34	広島県	264.0
35	山口県	241.1
36	徳島県	293.9
37	香川県	273.4
38	愛媛県	263.6
39	高知県	296.0
40	福岡県	320.4
41	佐賀県	281.8
42	長崎県	298.7
43	熊本県	270.4
44	大分県	270.9
45	宮崎県	243.0
46	鹿児島県	276.7
47	沖縄県	300.3

養成医制度を取り巻く環境（⑤医学部臨時定員の削減）

令和9年度の医学部臨時定員の配分・調整方法について（案）

第14回医師養成過程を通じた
医師の偏在対策に関する検討会
令和8年4月17日

資料1

（抜粋）

- 各都道府県の医学部臨時定員については、以下の方針で配分・調整する方向性で、各都道府県の意向の確認等を進めることとしてはどうか。

各都道府県における令和9年度の医学部臨時定員地域枠は、以下の通り調整を行う。

○ 医師多数県等の臨時定員の調整

- 令和9年度の医学部臨時定員の調整においては、第8次（後期）医師確保計画にあたって更新された医師偏在指標を用いることとし、当該指標に基づく医師多数県の臨時定員地域枠は、令和8年度臨時定員地域枠から令和6年度臨時定員地域枠に0.2を乗じた数を減算した上で、地域の実情等に配慮する視点から、以下の調整を行う。

- 令和9年度までに、恒久定員100名あたり恒久定員内地域枠を6名以上設置する等、更なる偏在是正が必要な県については、令和6年度臨時定員地域枠に0.1を乗じた数を復元する。
- この復元に加えて、以下のいずれかの要件にあてはまる医師多数県については、令和6年度臨時定員地域枠に0.1を乗じた数を復元する。
 - 人口変化率について、全年齢の人口の減少率が全国上位1/3かつ75歳以上の高齢者人口の増加率が全国上位2/3
 - アクセスの困難さを示すべき地尺度が特に高い区域（全国上位10%）の二次医療圏が当該県内に複数存在
 - 高齢医師（75歳以上医師）の割合が多数県上位1/3

- 第8次（後期）医師確保計画にあたって医師偏在指標の更新により「医師多数県から医師中程度県となった県」又は「新たに医師多数県となった県」の臨時定員地域枠は、これまでの区分に基づく対応とのバランスや激変への配慮に留意し、地域の実情等に配慮する視点から、上記①又は②のいずれかの要件に当てはまる場合を除き、令和8年度臨時定員地域枠から令和6年度臨時定員地域枠に0.1を乗じた数を減算する。

○ その他の県における調整

- 全ての都道府県において、令和8年度臨時定員地域枠を上回る枠数を設定する場合は、当該都道府県に所在する大学の恒久定員内に設置することを基本とし、臨時定員地域枠は、原則として令和8年度臨時定員地域枠を超えないこととする。
- ただし、医師少数県又は中程度県において、臨時定員地域枠の設置に係る調整の過程等の事情によりやむを得ず一時的に臨時定員を増員する場合であって、次年度において臨時定員を調整する等の必要な対応を行う計画がある場合には、令和8年度を上回る臨時定員地域枠数を設定できることとする。

※ 以上の調整を行うにあたっては、臨時定員の要件を満たした上で、必要に応じて教育・研修体制、医師少数区域への地域枠医師の配置状況や診療科選定の状況、若手の医師数、医師偏在指標の多寡、過年度の臨時定員充足率・離脱状況等についても考慮する。

※ なお、臨時定員研究医枠については、その趣旨に沿って別途精査を行うこととする。

卒後10年目以降について

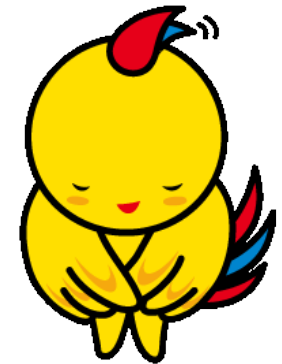
1 10年目以降のキャリア

- 県職員（養成医師）としての勤務は、通常、卒後9年目までとなります。
（育児休業その他休業等の期間がない場合。）
その後のキャリアには、各人で自由に人生設計いただくこととなります。
- 一方で、それまでの県職員（養成医師）としてのキャリアを踏まえ、引き続き、へき地等の公立病院で勤務するという選択肢もあります。（県としても期待しています。）
その場合は、希望する公立病院や医局に直接連絡いただいても結構ですし、ご希望に応じて、県医務課を通じて先生のご希望を希望先公立病院に伝えることも可能です。
ご希望がございましたら、県医務課までご連絡ください。
（但し採用の可否は、各病院での判断となります。）

2 「現住所等調査」への協力をお願い

- 毎年4月～5月頃に、養成医師OB・OGを対象に「現住所等調査」を行っています。
この調査は、養成医の皆さんが10年目以降どのように勤務をされているのかを把握し、今後の養成医制度のあり方を議論する際に重要な一次資料となるものです。
- お手数をおかけしますが、**必ず回答をお願いします。**
（連絡先メールアドレスが変わった方は、県医務課に一報をお願いします。）

ご静聴ありがとうございました



(兵庫県マスコットはばたん)